

福祉基盤の整備

目次

1	事業の体系	53
2	福祉保健の基盤づくり	54
3	福祉保健区市町村包括補助事業（福祉局所管）	54
4	民間社会福祉事業の振興	55
5	公益財団法人東京都福祉保健財団	56
6	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	56
7	社会福祉法人東京都社会福祉協議会への補助	56
8	耐震化の推進	56
9	災害時要配慮者対策の推進	56
10	子供が輝く東京・応援事業	57
11	都有地を活用した社会福祉施設建替え促進事業	57
12	とうきょう保育ほうれんそう	57
13	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	57

1 事業の体系

福祉基盤の整備

福祉保健の基盤づくり	福祉情報総合ネットワーク事業	(企画部企画政策課)
	福祉情報提供事業	(企画部企画政策課)
	東京都福祉保健基礎調査	(総務部総務課)
福祉保健区市町村包括補助事業		(企画部企画政策課)
民間社会福祉事業の振興	民間社会福祉施設サービス推進費補助	(企画部企画政策課)
	独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助	(企画部企画政策課)
公益財団法人東京都福祉保健財団		(企画部企画政策課)
社会福祉法人東京都社会福祉事業団		(企画部企画政策課)
社会福祉法人東京都社会福祉協議会への補助		(企画部企画政策課)
耐震化の推進		(総務部総務課)
災害時要配慮者対策の推進		(総務部総務課)
子供が輝く東京・応援事業		(企画部企画政策課)
都有地を活用した社会福祉施設建替え促進事業		(総務部総務課)
とうきょう保育ほうれんそう		(総務部総務課)
旧優生保護法一時金受付・相談窓口		(企画部企画政策課)

2 福祉保健の基盤づくり

誰もが地域の中で、質の高いサービスを安心して自ら選択・利用できるようにするため、サービス提供基盤の重点的な整備、多様な供給主体の参入促進などにより、サービスの質・量を確保する。

(1) 福祉情報総合ネットワーク事業（平成14年度事業開始）

福祉サービスに関する情報を、利用者が容易に検索・アクセスできるような情報提供の仕組みを構築することにより、利用者が自分のニーズに合ったサービスを選択することが可能となるよう支援するとともに、事業者のサービス向上を図る。(実施主体：公益財団法人東京都福祉保健財団)

(2) 福祉情報提供事業（平成14年度事業開始）

都民が身近な地域で適切なサービスを選択できるよう、福祉に関する情報を、多様な媒体を活用して総合的に提供するとともに、福祉に携わる人材に対して、知識、技術の普及・啓発を行う。(実施主体：公益財団法人東京都福祉保健財団)

(3) 東京都福祉保健基礎調査（昭和42年度事業開始）

福祉保健医療施策推進のための基礎資料を得ることを目的に、高齢者、子供、障害者等のテーマごとに、おおむね5年サイクルで実施している。
令和4年度は、「東京の子供と家庭」について調査を行った。

3 福祉保健区市町村包括補助事業（福祉局所管）

区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する福祉・保健・医療サービスの向上を目指す取組を支援している。(詳細は、各事業の該当ページを参照)

(1) 各事業

- ア 地域福祉推進区市町村包括補助事業（94ページ参照）
- イ 子供家庭支援区市町村包括補助事業（123ページ参照）
- ウ 高齢社会対策区市町村包括補助事業（179ページ参照）
- エ 障害者施策推進区市町村包括補助事業（206ページ参照）

(2) 対象事業

- ア 先駆的事業（補助率：10分の10）

新たな課題に取り組む試行的事業で、都が例示するもののほか、区市町村独自の創意工夫によるもの

- イ 選択事業（補助率：原則2分の1）

都が目指す福祉医療施策の実現を図り、別に列挙する各政策分野の事業から、区市町村が選択して実施するもの、又は区市町村が地域の特性を踏まえ、独自に企画して実施するもの

ウ 一般事業（ポイント制）

都が掲げる事業で区市町村が地域の特性に応じて主体的に取り組む事業

(3) 規模

予算額（4事業計） 25,640,000千円

4 民間社会福祉事業の振興

社会福祉法人等民間の団体を支援することにより、民間社会福祉事業の一層の振興を図っている。

(1) 社会福祉施設の状況

(令和3年10月1日現在)

区分	公立	私立	計
施設数	1,400か所 (18.4%)	6,198か所 (81.6%)	7,598か所 (100.0%)
定員	72,917人 (16.7%)	363,131人 (83.3%)	436,048人 (100.0%)

厚生労働省「令和3年 社会福祉施設等調査」（地域包括支援センター、介護老人福祉施設及び障害福祉サービス事業所は除く。）

(2) 民間社会福祉施設サービス推進費補助（平成11年度事業開始）

民間社会福祉施設の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民の多様なニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図る。(実施主体：東京都)

(3) 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（昭和50年度事業開始）

民間社会福祉事業の振興を図るため、施設整備等に要する資金を独立行政法人福祉医療機構から借り受けた社会福祉法人等に対して、公益財団法人東京都福祉保健財団が利子補給する経費を補助する。(実施主体：公益財団法人東京都福祉保健財団)

5 公益財団法人東京都福祉保健財団（平成14年3月1日設立。平成24年4月1日名称変更）

都民の福祉保健医療の向上と都民本位の開かれた福祉保健医療の実現に寄与することを目的として、福祉保健医療を担う人材の育成、利用者のサービス選択の支援及び福祉保健システムの適正な運営の支援等に関する事業並びに日雇労働者の生活向上の支援に関する事業を実施している。

6 社会福祉法人東京都社会福祉事業団（平成10年6月1日設立）

都立施設がこれまで培ってきた利用者支援・援助のノウハウの継承、利用者本位のサービスの徹底及び地域福祉の向上への貢献を目的に、児童養護施設及び障害施設を運営している。

7 社会福祉法人東京都社会福祉協議会（昭和26年1月設立）への補助

社会福祉事業の健全な発達を図る事業で、各区市町村を通ずる広域的な見地から行う事業並びに区市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び調整を行っている社会福祉法人東京都社会福祉協議会に対して、運営費等を補助する。

8 耐震化の推進（平成20年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

民間社会福祉施設等の耐震化を促進し、震災時の施設利用者等の安全を確保するため、耐震診断・耐震改修工事・仮施設整備・耐震性が確保されている建築物への移転に必要な経費を補助する。

また、施設に対して訪問による制度の周知など積極的な働きかけを行う。（実施主体：東京都（公益財団法人東京都福祉保健財団に委託））

9 災害時要配慮者対策の推進

災害時要配慮者のための区市町村向け指針の改訂や福祉保健・防災担当者向け研修会の開催により、区市町村が災害対策基本法に基づいて実施する避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の作成等を支援するとともに、地域での避難支援体制及び避難生活支援体制の整備に係る経費や個別避難計画の効果的・効率的な作成に係る経費を都が補助し、区市町村の災害時要配慮者対策を促進する。（実施主体：東京都（研修会）及び区市町村（避難支援体制及び避難生活支援体制の整備））

また、大規模災害時において災害時要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、その役割を担う関係機関が集い平時から災害時の福祉について検討を行う、東京都災害福祉広域支援ネットワークにおける取組を推進する。（実施主体：東京都（社会福祉法人東京都社会福祉協議会に委託））

10 子供が輝く東京・応援事業（平成27年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

社会全体で子育てを支えるため、公益財団法人東京都福祉保健財団において都の出えん等による基金を活用し、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取組を行う事業者を支援する。(実施主体：東京都及び公益財団法人東京都福祉保健財団)

11 都有地を活用した社会福祉施設建替え促進事業（平成26年度事業開始）

建替え時の代替施設を確保することが困難なため、老朽化した特別養護老人ホームや障害者支援施設の建替えが進みにくい都内の状況を踏まえ、都立清瀬小児病院跡地を活用して整備した代替施設を事業者へ貸し付け、建替えを促進する。(実施主体：東京都)

12 とうきょう保育ほうれんそう（平成28年度事業開始）

待機児童解消に向けた緊急対策の一環として、都有地を活用した保育所の整備を推進するため、民間保育事業者等からの都有地に関する照会や提案などを受け付け、関係部局及び区市町村に情報提供する。

13 旧優生保護法一時金受付・相談窓口

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」により、国に一時金等の支給を請求する場合の相談や請求書を受け付ける。

